



# ビックリ! オヤジの借金

ある法廷での話。亡くなった父の友人という人物からの訴えでした。

友人「600 万円を兄妹で返してくれ。3年前、あなた方のお父さんに事業資金を貸していたんだ」

兄「そんなことは知りません。父は 20 年前に家出したきり、ずっと消息不明だったんです」

妹「父は生活費すら送ってくれなかった…。私たちを育てるために、母は夜遅くまで働き、その苦勞がたたり 2 年前に亡くなってしまったんですよ」

友人「私だって、あなた方のお父さんに泣きつかれて義理貸しして、その翌年、返済がないまま亡くなられてしまい困っている」

兄「私たちは、父の葬式があったことさえ知りません。それに、親らしいことは何一つしてもらっていない」

妹「私たちも母も、ずっと父を恨んできました。父のために、1円だって払いたくなんかありません!」

友人「それでも、借金は相続人として支払う義務がある。法律もそうになっているんだよ」

父親に突然姿を消されたら、残された家族は生活が一変します。事情があって姿を消したにせよ、せめて家族に連絡くらいしてほしい。ましてや、借金だけを残したまま死なれては迷惑です。

## 争点

ここで争点となるのは「20 年間、生活費の仕送りすらしなかった父の借金を、子は相続人として支払わなければならないのか?」ということです。納得のいかない相続から無罪放免にしてもらうことはできないのでしょうか?

## 結論

法律判断からいうと、兄と妹は相続人ですから、支払わなければなりません。亡父の借金も相続財産です。

音信不通、仕送りが無い、恨んでいたという辛い生活感情は法律判断に影響しません。そう聞くと「法律って、そんなに冷たいものなのか!？」と驚かれる方がいるかもしれませんが、運用の妙で温かい解決法はあります。「和解」という方法です。

例えば、裁判官が双方の事情をくみ、「兄妹は 200 万

円を支払って、友人は残りの 400 万円を免除してあげられませんか?」という妥協案を提案することもよくあることです。決して強制ではありません。双方の任意による「歩み寄り」を期待するのです。和解ができなければ、法律論で判断するしかありません。

## 対処法

相続というと、他人は大きな遺産が手に入ってうらやましいと明るく考えがちです。ところがどっこい、現在は家のローンや事業倒産による負債、借金、保証債務などマイナスの遺産も珍しくありません。

相続が発生してから3カ月以内なら、「相続放棄」やプラス財産の範囲内で借金を支払い足が出た分は放棄する「限定承認」という方法があります。

相続放棄や限定承認を受けるためには、期間内に家庭裁判所に申し出なければなりません。手続きは簡単です。家庭裁判所に行って、備え付けの用紙に必要事項を記入すればよいのです。わからなければその場で聞いてください。

ところで、この兄妹の場合は、既に期間の3カ月を過ぎていました。それでも何とかなりました。どうしてでしょうか?

裁判所は次のような判断を下しました。「この3カ月は熟慮期間ですよ。相続財産の存在を知らなければ、承認も放棄もできないわけですね。知ったときから3カ月の計算をしてもいいのですよ」と。兄と妹は、訴状が届いて初めて借金の相続人になったことを知ったわけですから、まだ日はあります。

「親の借金を払いたくない!」と泣いて騒ぐより先に、家庭裁判所に申立てをすればよいのです。論じている暇があれば、動きましょう。

執筆者プロフィール

### 三瀬 顯(みせあきら)

大阪弁護士会所属弁護士。昭和15年、愛媛県大洲市出身、中央大学法学部卒業。気さくな人柄とわかりやすい法律解説が人気を呼び、25年間レギュラー出演しているNHK「生活笑百科」のほか、テレビ・ラジオにも多数出演。趣味は囲碁とゴルフ。